

第 9 回 役 員 会 議 事 要 録

日 時 平成 16 年 7 月 14 日 (水) 14:00 ~
場 所 会議室 (事務局棟 5 階)
出 席 者 相良学長, 川口総務担当理事, 松永教育担当理事, 尾崎研究担当理事, 佐藤財務
担当理事, 中島地域 (社会) 連携担当理事
オブザーバー 西森監事, 寺田監事
陪 席 者 総務部長, 企画部長, 財務部長, 総務課長, 企画課長, 会計課長, 教務課長,
入試課長, 総務管理課長
欠 席 者 倉本医療担当理事

配布資料

- 1 高知大学倫理・人権・苦情処理委員会規則(案)
- 2 高知大学ハラスメント防止委員会規則(案)
- 3 高知大学ハラスメント等調査委員会規則(案)
- 4 - 1 教員の総合的活動自己評価の実施要項(案)
- 4 - 2 高知大学における内部評価制度の概略
- 5 評価本部イメージ図(案)
- 6 平成 16 年度国立大学法人高知大学監事監査計画

議事に先立ち, 第 7 回, 第 8 回役員会議事要録の確認が行われた。

議事

審議事項

(1) 高知大学倫理・人権・苦情処理委員会規則(案)について

川口理事から, 資料 1 に基づき, 本学における倫理・人権に関する事項のほか, 労働基準法の適用に伴う苦情処理に関する事項を審議するため高知大学倫理・人権・苦情処理委員会を設置するとともに委員会規則を制定したい旨の説明があり, 審議の結果, 承認された。

なお, 制定にあたっては原案の字句を一部訂正することとした。

(2) 高知大学ハラスメント防止委員会規則(案)について

川口理事から, 資料 2 に基づき, 本学におけるハラスメント防止に関する啓発等を行うため高知大学ハラスメント防止委員会を設置するとともに委員会規則を制定したい旨の説明があり, 審議の結果, 承認された。

(3) 高知大学ハラスメント等調査委員会規則(案)について

川口理事から, 資料 3 に基づき, 本学におけるハラスメント等の事実関係を調査するため高知大学ハラスメント等調査委員会を設置するとともに委員会規則を制定したい旨の説明があり, 審議の結果, 承認された。

なお, 制定にあたっては原案の字句を一部訂正することとした。

これら訂正後の倫理・人権・苦情処理委員会関連規則については、後日、書面をもって審議とすることとなった。

(4) 教員の総合的活動自己評価の実施要項(案)について

川口理事から、資料 4 - 1 ~ 4 - 2 に基づき、大学評価WGにおいて検討された内部評価制度に関して、教員が自らを見つめ直し、自己改革を図ることで学部等組織の自律的進化につなげるための教員個人の総合的活動を自己評価するための実施要項を制定することについて説明があり、審議の結果、評価指針の中にこの自己評価の狙いを明確にすること及び自己評価報告書の手引きの一部を更に詳細にすることなどの意見が出され、それを踏まえ原案に所要の修正を加えた後、書面による審議後承認することとなった。

(5) 評価本部の設置について

川口理事から、資料 5 に基づき、大学評価WGにおいて検討された評価スパイラルシステムを恒常的に実施するため評価本部を設置することについて説明があり、審議の結果、設置に向けて具体的作業を進めることが確認された。

併せて、各理事に対して、次回役員会までに学長に推薦する評価本部の委員候補者を検討願いたい旨の依頼が行われた。

(6) 顧問弁護士の委嘱について

佐藤理事から、本学における法律問題を円滑に処理するため、顧問弁護士を置くことについて説明があり、審議の結果、承認された。

なお、人選を含む弁護士事務所との契約に関しては事務局長に一任することとなった。

報告事項

(1) 平成 16 年度国立大学法人高知大学監事監査計画について

学長から、本学における業務ならびに財務の実施状況等の監査が実施されることについて説明が行われ、引き続き、西森監事から、資料 6 に基づき監事監査計画の項目・日程・内容等の実施計画の報告と、その他必要に応じて臨時的に監査を実施することがある旨の報告が行われた。

(2) 第 2 回高知大学教育学部追加合格者判定過誤に関する調査対策委員会について

松永理事から、6 月 30 日の第 8 回役員会終了後に記者発表を行ったこと、第 2 回の調査対策委員会において検討されたその後の当該受験生への対応状況と今後の調査対策委員会の活動方針が報告された。

以上